

## R8・公募型指名競争入札（期間入札）

教育局総務課

次により、公募型指名競争入札(期間入札)を行いますので、地方自治法、地方自治法施行令、高松市契約規則、高松市契約事務処理要綱、高松市公募型指名競争入札試行要領、入札参加者の心得、契約条項その他指示事項を遵守の上、参加希望者は必要書類をFAXで送信してください。

なお、送信された書類は、指名業者選定に当たっての参考資料であり、FAXの受信が直ちに指名につながるものではありません。

また、FAXによる送信が不都合な場合は、持参も可とします。

公募型指名競争入札の解説など

- ・入札に参加を希望する者の受注意欲を確認した上で指名する入札方法で、発注案件ごとに希望を募り、入札参加申請書を提出した者のうちから、その案件で設定された履行実績その他の入札参加条件を満たす者を指名し、入札を行う方法です。
- ・上記の※が付けられた市の関係規程は、高松市ホームページ(もっと高松)のトップページの「入札・契約情報」\契約監理課ホームページの「契約事務全般など」に掲載していません。
- ・参加希望者が案件で指名を受けるためには、その前段階として、下記により、入札参加申請書その他必要書類を**5月15日(金)正午**までに教育局総務課に提出する必要があります。御注意ください。
- ・表中下線を付しているものは、対象文書をダウンロードすることができます。

1 入札に付する業務	令和8年度多肥小学校横断歩道橋定期点検業務委託
2 業務の履行場所	高松市多肥下町地内
3 業務の種類	土木関係建設コンサルタント
4 履行期間	契約締結日から令和8年8月31日まで
5 業務の概要	横断歩道橋定期点検 1橋
6 予定価格	非公表
7 最低制限価格	設定しない
8 業務の保証期間	完了日から向3年間
9 入札保証金	免除
10 契約保証金	免除
11 支払条件	完了払

12 入札参加条件	<p>(1) 申請日現在、高松市測量・建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者名簿（土木関係建設コンサルタント）に登録されて連続して2年を経過している市内企業（市内企業の定義は、高松市公募型指名競争入札実施マニュアル運用基準による。）であること。</p> <p>(2) 高松市公募型指名競争入札試行要領第4条第1項第1号及び第5号から第7号までに掲げる要件を満たすこと。</p> <p>(3) 過去15年以内に元請として完了した次の履行実績を有すること。（発注機関は、高松市公募型指名競争入札実施マニュアル運用基準に記載のものに限る。） 道路付属施設（横断歩道橋等）点検業務委託の履行実績を有すること。</p> <p>(4) 業務の内容に適合した業務担当者として、自社従業員を配置できること（本市との連絡及び調整を担当する）。</p> <p>(5) 高松市指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと。</p> <p>(6) 入札参加資格者が入札までに入札条件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。</p>
13 入札参加申請	<p>入札参加を希望する者は、<u>入札参加申請書</u>及び<u>実績調書</u>(指定様式)に、入札参加条件12(3)を満たすことを明らかにすることができる書類を添付し、FAX又は持参すること。  <b>【申請受付用FAX番号 087-839-2615】</b>  ※契約監理課発注の場合とFAX番号が異なりますので御注意ください。  ※受信確認のため、FAX送信後、送信した旨の連絡を参加申請書提出期間中の市の執務時間中(日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び土曜日以外の日の午前8時30分から午後5時まで)に電話連絡すること。  (教育局総務課電話番号 087-839-2611)</p>
14 参加申請書提出期間	<p>令和8年5月11日(月)から5月15日(金)まで  (最終日は正午必着)</p>
15 指名(非指名)通知	<p>(1) 入札参加資格の有無について、令和8年5月19日(火)までにFAXで送信する。  (2) 指名した者には入札通知書を、指名しなかった者には、その理由を送信する。</p>
16 入札説明	<p>実施しない。なお、設計図書等については、このページを開く画面から閲覧及びダウンロードできます。</p>
17 質問及び回答	<p>(1) 本業務の内容に質問がある場合は、令和8年5月20日(水)正午までに質問書(指定様式)を教育局総務課学校施設整備室維持係にFAXで送信すること。  質問受付FAX番号 087-839-2615</p> <p>(2) 質問書受付後速やかに質問書提出者に回答し、質問及びこれに対する回答の全件を次のとおり閲覧に供する。なお、質問及び回答が閲覧に供された場合は、仕様書同様、これを熟知の上、入札しなければならない。  ア 閲覧期間 令和8年5月21日(木)から  令和8年6月2日(火)まで  イ 閲覧時間 午前9時から午前12時まで及び  午後1時から午後5時まで</p>

		(閲覧初日に限り、午後1時まで閲覧開始) ウ 閲覧場所 教育局総務課 学校施設整備室
18 入札書提出期間		令和8年5月25日(月)から5月29日(金) (1) 持参の場合 上記のうち、日曜日、国民の祝日を定める法律に規定する休日及び土曜日を除く日の午前8時30分から午後4時30分までに提出 (2) 郵送の場合 上記提出期間の最終日の午後4時30分までに必着
19 提出先		「22 問合せ先」に記載のとおり
20 開札	日時	令和8年6月 1日(月) 午前10時
	場所	教育局総務課 101会議室
21 再度入札提出期間等		令和8年6月 5日(金) 午前10時まで
		提出先及び注意事項は、上記「18 入札書の提出期間及び19 提出先」に同じ 開札日時 令和8年6月 5日(金) 午前11時
22 問合せ先		〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号 本庁舎10階 高松市 教育局総務課 学校施設整備室 維持係 担当 蓮池 電話番号 087-839-2612 FAX番号 087-839-2615 E-Mail kyoikusomu@city.takamatsu.lg.jp

【注意事項】

- (1) 地方自治法、地方自治法施行令、高松市契約規則、高松市契約事務処理要綱、入札参加者の心得、契約約款その他指示事項を遵守の上、入札に参加すること。
- (2) 落札者が契約までに入札参加条件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。  
この場合には、市は、一切の損害賠償の責めを負わない。
- (3) 入札の無効等については、地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する同令第167条の4及び第167条の11第1項、高松市契約規則第17条において準用する同規則第5条及び第12条の4、「入札参加者の心得」による。
- (4) 契約金額は、「入札金額(見積金額)」に当該金額の100分の10に相当する金額を加えた額が契約金額とするので、「入札金額(見積金額)」は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額(現行税率による税込み額)の110分の100に相当する額を記載してください。
- (5) 入札参加資格者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為をしないこと。
- (6) 契約保証金は次に定めるところによる。  
ア 落札者は、契約の締結時に、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金

を納付し、又はこれに代わるべき担保（高松市契約規則第23条において準用する同規則第8条第2項）を提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りではない。

イ 契約保証金には利子を付さないものとする。

ウ 落札者が契約上の義務を履行しないときは、契約保証金又はその納付に代えて提供した担保は、市に帰属する。

(7) 正当な理由なく、職員の指示を守らなかった場合は、その指名を取り消すものとする。

(8) 契約の締結については、高松市契約規則第20条に定めるところによる。したがって、落札者は、落札決定後10日以内に、記名押印した契約書を持参により提出しなければならない。

(9) 落札者が契約締結日までの間において高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示403号）による指名停止をされた場合は、契約を締結しないことがある。

(10) 市長は、緊急やむを得ない理由により、入札を行うことができないと認めるときは、本入札を停止し、中止し、又は取り消すことができる。この場合において、本入札参加者又は参加申請者が損害を受けることがあっても、市長は、その責めを負わない。

(11) (10)により契約を締結しないこととした場合は、市は、一切の損害賠償の責めを負わない。

(12) 本文書に明記のない条件等については、契約監理課発注案件に係る高松市公募型指名競争入札実施マニュアルの8及び8-2に準ずる。この場合において、同マニュアル8-2中「苦情及び再苦情」とあるのは、「苦情」と読み替えるものとする。

#### 【高松市指名停止等措置要綱別表第26号の運用基準】

平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を下記のとおり定め公表しています。御留意ください。

高松市指名停止等措置要綱別表第26号を適用し指名停止をする場合の運用基準(抄)

1 要綱別表第26号の「不正又は不誠実な行為」とは、中央公共工事契約制度運用連絡協議会による「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ」の例によるもののほか、有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくは使用人の、その業務に関する次に掲げる行為その他の著しく信頼関係を損なう行為をいう。

- (1) 予定価格、最低制限価格等の秘密情報の提供を要求する行為等入札の公正を害すべき行為
- (2) 入札に参加するに際し担当職員の指示に従わない等入札の秩序を乱す行為
- (3) 監督又は検査の実施に当たり市職員の職務執行を妨げる行為
- (4) 市職員に対する脅迫的な言動又は暴力的な行為
- (5) 執拗な抗議等を行い、市職員の執務を妨害する行為
- (6) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合の報告義務違反
- (7) 市職員による経理上の不正又は不当な行為への関与

#### 【不当要求行為排除について】

市では、受注者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受注者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等からの暴力団等の排除対策の強化を進めています。詳しくは、契約監理課ホームページを御参照ください。

（もっと高松ホームページ(<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/>)）≫事業者の方  
≫入札・契約情報≫契約監理課ホームページ)

#### 【周知事項】

売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができます（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。）⇒メールアドレス：[naibu.tuho.shinsakai@nifty.com](mailto:naibu.tuho.shinsakai@nifty.com) 書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）。

#### 【関係規程について】

以上で引用している市の規則、要綱及びマニュアル並びに市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局人事課所管）は、いずれも契約監理課ホームページに掲載しています。